

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成21年第2回定例会

平成21年12月17日

## 高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

平成21年12月17日（木）午後2時45分、高座清掃施設組合議会第2回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

### 1 出席議員 14名

池田 徳 晴 君	牧 嶋 とよ子 君
吉川 重 夫 君	伊 田 雅 彦 君
松本 春 男 君	鈴木 惣 太 君
松澤 堅 二 君	重 田 保 明 君
綱嶋 洋 一 君	外 村 昭 君
柏木 育 子 君	鶴 指 眞 澄 君
沖 永 明 久 君	山 口 良 樹 君

### 2 欠席議員 1名

近 藤 洋 君

### 3 付議事件

日程4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）

日程6 議案第10号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

日程7 認定第1号 平成20年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

### 4 説明のため出席した者 11名

組 合 長 内 野 優 事務次長 赤 澤 真 二

副組合長	笠間 城治郎	企画財政課長	中村 大義
副組合長	遠藤 三紀夫	施設課長	芳賀 順一
会計管理者	飯 嶋 民 夫	整備担当主幹	小野沢 直 仁
代表監査委員	齋 藤 昭 一	管理担当主幹	相 原 明 美
事務局長	山 崎 孝 雄		

5 出席した事務局職員 2名

総務課主任主事 武井 真吾 総務課主査 丸 岡 太

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所  
速記士 大場久美子

7 会議の状況 (午後2時45分 開会)

◎議長（池田徳晴君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成21年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のあいさつをお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、平成21年第2回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

既にご承知のことと思いますが、12月11日に座間市の吉田富雄議員がご逝去されました。吉田議員におかれましては、長年にわたり高座清掃施設組合議会議員としてご尽力をいただきました。この場をお借りしまして、改めまして心から感謝の意を表するとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

本日の第2回定例会は、報告事項2件及び平成21年度一般会計補正予算（第1号）についてと平成20年度歳入歳出決算の認定であります。よろしくご審議いただきますようお願いして、あいさつといたします。

◎議長（池田徳晴君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を

開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、伊田雅彦議員、綱嶋洋一議員、を指名いたします。

次に日程第3 議席の変更及び指定についてを議題といたします。議席の変更につきましては、会議規則第3条第3項の規定により、議長において指定いたします。鶴指眞澄議員、12番を14番といたします。

議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。11番鈴木惣太議員、12番重田保明議員、13番外村昭議員、15番山口良樹議員。以上でございます。

次に、組合長より本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに日程第4 報告第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第5 報告第3号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の2件について、急施を要し、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務次長から説明いたします。

次に日程第6 議案第10号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算

(第1号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,627万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,425万1,000円にするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料の増、繰越金の減、国庫支出金の増をお願いするものでございます。

歳出につきましては、総務費の増及び衛生費の減、教育費の減、予備費の減でございます。

詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に日程第7 認定第1号 平成20年度高座清掃施設組合歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入につきましては、予算現額43億5,901万円に対し、収入済額43億6,257万9,000円でございます。

歳出につきましては、予算現額43億5,901万円に対し、支出済額41億2,901万4,000円で、歳入歳出差引額は2億3,356万5,000円でございます。このうち翌年度へ繰り越しすべき財源はございません。したがって、実質収支額は同額で、基金繰入額がありませんので、この2億3,356万5,000円が実質繰越額となります。

この決算につきましては、去る11月11日に監査委員の方々から審査意見書をいただいております。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

◎議長（池田徳晴君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）及び日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）以上2件を一括議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） それでは、報告第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

条例の改正内容でございますが、4ページをごらんいただきたいと存じます。第21条第2項は期末手当の額を定めている条項でございますが、6月に支給する割合「100分の140」を「100分の125」に、12月に支給する割合「100分の160」を「100分の150」とするものでございます。また、同じく第3項は再任用職員の期末手当の支給割合を定めていますが、6月に支給する割合「100分の75」を「100分の65」に改めるものでございます。

第22条は勤勉手当の額を定めている条項ですが、第2項第1号で支給割合「100分の75」を「100分の70」に改め、第2号では再任用職員の支給割合を6月、12月とも「100分の35」に改めるものでございます。

また、別表第1の給料表の改正でございますが、これは若年層の1級、2級及び3級の一部の職員を除いた職員の給料月額を引き下げるものでございます。引き下げ率は平均0.20%でございます。

5ページ以降に掲載してございます行政職一給料表及び8ページ以降に掲載してございます行政職二給料表が改正後の給料表でございます。

11ページでございます。附則でございますが、この条例は平成21年12月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項では平成21年12月に支給する期末手当の特例措置を定めております。特例措置の内容は、12月に支給する期末手当の額は、官民格差の調整を行うために、4月の給与に100分の0.24を乗じた額に4月から11月までの月数を乗じた額と、6月の期末、勤勉手当に同じく100分の0.24を乗じて得た額の合計額を差し引いた額とするものとしてございます。

また、附則3項及び4項では再任用職員の期末手当、勤勉手当について平成21年12月の支給についてのみ期末手当は100分の80に、勤勉手当は100分の40とするものでございます。

附則5項は、平成18年度の給与構造改革時に、給料表切りかえ時にその者が受ける給料月額に新しい給料月額が達しない場合にその差額に相当する額を給料として支給することを規定してございますが、今回の給料月額引き下げに伴い、同様に切りかえ時の給料月額の100分の0.24を引き下げるものでございます。その他、文言の定義、整理でございます。

続きまして、報告第3号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の15ページをごらんいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

条例の改正内容でございますが、17ページをごらんいただきたいと存じます。第7条は給与の特例を定めている条項ですが、第1項中の給料表の2号級から5号級までの額をそれぞれ1,000円、6号級及び7号級の額をそれぞれ2,000円引き下げるものでございます。

また、第8条第2項は期末手当の支給割合を高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例を引用しておりますが、6月の期末手当について「100分の160」を「100分の145」に、12月の期末手当について「100分の175」を「100分の165」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成21年12月1日から施行するものでございます。

なお、この条例の改正につきましては、労働組合とも協議し、同意を得ていることをつけ加えさせていただきます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） これにて質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありませんか。柏木育子議員。

◎（柏木育子君） 議長よりご指名いただきましたので、報告第2号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び報告第3号の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対して反対の立場を明らかにし、討論を行います。

11月の月例経済報告で、菅直人副総理兼経済財政担当大臣は、緩やかなデフレ

状況にあるとの見解を表明しました。政府がデフレと認定するのは2006年以来3年ぶりです。報告は、日本経済の先行きに与える影響について、景気を下押しするリスクが存在すると言及しています。価格競争の激化が企業収益を圧迫し、賃金低下や個人消費の低迷につながりかねない状況に警戒感を強めています。政府が懸念しているデフレとは、持続的な物価下落のことを指していると思われま

す。  
今起きている現象は、需給関係で見ると、国内の需給が弱いことに起因していて、消費が弱いから製品の値段を下げてでも売ろうとする。その一方で、値段を下げてでも利益を得るためコストを削減する。そのために賃金を下げる。また購買力が下がる。製品の値段を下げるというデフレスパイラル。根本的には国内の購買力が弱いことから起きるのです。それには賃金を上げることです。そうすればデフレは解消されます。

菅直人副総理兼経済財政担当大臣は、デフレ状況という認識を述べた上で、金融の果たすべき役割も多いと、日銀の対応に期待を表明しました。しかし、デフレで政府が日銀の金融政策に頼るのは責任逃れで、雇用を守り、賃金を引き上げ、庶民減税で国内の購買力を高めることこそ求められています。

こうした中で、今回、官民格差を民間準拠の名のもとに、8月の人事院勧告に基づき給与削減関連議案が提出されました。当組合の職員の給与は、手当と合わせて年間9500円と大幅な賃下げとなっています。このことはひとえに、当組合職員の生活に大きな影響を及ぼすのみではなく、民間を含めた賃金引き下げの経過にも深刻な影響を及ぼすこととなります。よって今回提出された職員給与関連議案である報告について反対することを表明して、討論いたします。

◎議長（池田徳晴君） ほかに反対意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決は1件ごとといたします。

初めに、報告第2号を採決いたします。本件を報告のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。



(挙手多数)

◎議長（池田徳晴君） 挙手多数であります。よって報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）は承認することに決しました。

次に、報告第3号を採決いたします。本件を報告のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（池田徳晴君） 挙手多数であります。よって報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）は承認することに決しました。

次に日程第6 議案第10号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは議案第10号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

失礼ですが、議案書のほうに誤りがございますので、口頭にて訂正させていただきたいと思っております。

まず、議案書の19ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条のところでございますけれども、「歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,627万9,000円を追加し、」になってございますけれども、「追加」を「減額」に改めていただきたいと存じます。大変申しわけありません。私どものミスでございます。誤植でございます。なお、補正予算書のほうは「減額」になっておりますので、補正予算書でご説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ3,627万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ37億9,425万1,000円とするものでございます。

2、3ページをお開きください。歳入で、2款使用料及び手数料1項使用料が3万1,000円の増でございます。

3款繰越金が3,643万5,000円の減額でございます。

6款国庫支出金2項国庫補助金が12万5,000円で、歳入合計は3,627万9,000円の減額となります。

次に歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費が666万3,000円の増額でございます。

4款衛生費1項清掃費が3,120万3,000円の減額でございます。

5款教育費1項保健体育費が1,016万2,000円の減額でございます。

7款予備費が157万7,000円の減額で、歳出合計は3,627万9,000円の減額となります。

5ページは省略させていただきます。

6、7ページをお開きください。歳出の財源内訳は、国庫支出金が12万5,000円、一般財源が3,640万4,000円の減となります。

次に8、9ページをお開き願います。使用料及び手数料の3万1,000円、行政財産使用料は、施設内にあります電柱支線7本分の使用料でございます。

繰越金の3,643万5,000円の減額は、当初2億7,000万円を計上したところでございますが、平成20年度歳入決算額から歳出決算額の差額が2億3,356万5,000円であったことから減額となったところでございます。

国庫支出金の12万5,000円、環境対応車普及促進対策費補助金は車両の買いかえに伴うものでございます。

10、11ページをお開きください。1目一般管理費の給料の13万円の減額は、人事院勧告に伴う給料表の改正によるものです。職員手当等の4,000円の減額は、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の支給率減と人事異動に伴うものです。共済費の166万円の増額は、共済組合負担金率の増額変更があったことによるものでございます。

2目財政管理費の需用費、使用料及び賃借料、備品購入費の増額は、施設更新計画に伴い計画担当の設置に関し、電話機の配線、パソコン、机等の備品の購入等をするものでございます。

3目企画費の委託料231万円の増額は、旧処分場の廃止のための地質調査を行うものでございます。

12、13ページでございますけれども、1目清掃総務費の給料445万円の減額、職員手当等の1,923万円の減額及び共済費の1,030万円の増額は、一般管理費と同一の理由でございます。

2目塵芥処理費の使用料及び賃借料の120万2,000円の減額は、自走式搬入物検

査機の借用期間が短くなったことによるものでございます。

3目し尿処理費の委託料1,662万1,000円の減額は、し尿処理施設維持管理業務委託の執行計画の遅延によるものでございます。

14、15ページでございますけれども、体育施設の工事請負費の849万9,000円の減額は、プール槽底面タイル工事の入札申請がなかったため、契約並びに工事の執行ができなかったことによるものでございます。

16、17ページは、予備費で157万7,000円の減額でございます。

18ページ以降は給与費明細書でございます、ご高覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。重田保明議員。

◎（重田保明君） 15ページの今ご説明がありました温水プールの施設改修工事費ですけれども、説明によりますと入札申請者がなかったという理由だというふうに今言われましたけれども、なぜこの入札申請がなかったか。これについて理事者側はどういうふうに考えているのかというのが1点と、今後、この施設の改修工事をこの上に立ってどういうふうに考えているのか。この2点について伺います。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） まず、入札がなかった理由でございますけれども、プールの底面タイル工事に要します部材の原材料費が非常に高騰したというふうに私どもは理解しております。このために入札に応札する参加業者がなかったというふうに判断をしております。

今後につきましては、平成21年度に行うわけでございますけれども、タイル工事という方法を改めまして、塗装による滑りの防止ということに変えてまいりたいと、このように考えてございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 重田保明議員。

◎（重田保明君） 入札申請がなかったことに対しては原材料費が上がったというふうな理由が挙げられましたけれども、原材料費の値上げがあったというふうなことで、入札設計段階で、その入札にかかわる単価計算というのを発注者

のほうで、それなりの部材の単価が計上されて入札にかけるのが普通ではないかと思うんですけれども、この辺についてどのようにお考えになっていらっしゃるのかお尋ねします。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 今の詳細な説明につきましては、担当の企画財政課長のほうからご説明をさせていただきたいと存じます。

◎議長（池田徳晴君） 企画財政課長。

◎企画財政課長（中村大義君） 今の部材の関係なんですけれども、高騰したということで、去年、平成19年度なんですけど、流水プールと幼児のプールのほうを施工させていただきました。そのとき、特殊な部材なものですから、その単価で設計させていただきました。翌年度に入れましてやったところが、今言ったように高騰してしまったということがありまして、流れてしまったということでございます。以上です。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 1点だけお聞きをいたします。総務費総務管理費の企画費委託料として231万円の支出が示されております。具体的には、先ほど提案説明で旧処分場の地質調査ということで説明がありましたが、まず、この旧処分場というのはどのくらいの時期まで使用されていたものなのか。中身に関してはどういったものなのか。例えば焼却灰だとか、あるいは当時のごみそのまま埋められているとか、想定される中身について説明をしていただきたいと思います。

もう1つは、この処分場に関しては、現行の法律のもとのものでなくて、いわゆる1979年以前の旧法の段階というか、法的な整備ができていない段階の処分場だというふうに伺っておりますが、なぜこの時期にこの処分場の地質調査が行われるのか。新たな法体系からいけば随分時間がたっていることになりましてけれども、その点についてまず説明を求めておきます。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは私のほうから、部分的になりますけれどもお答え申し上げたいと思います。詳しくは施設課長のほうから答弁をさせていただきたいと存じます。

この処分場につきましては、ご指摘のとおり法規制のなかった、要するに届出

制でも許可制でもなかったころの処分場で、全国津々浦々に数万カ所あるというふうに私どもは聞いております。この処分場の管理につきましては、私どもはちょっと離れているということもございまして、かなり手薄になってございます。今後、この土地をどのように利用、あるいは取り扱ったらいいいのかということを探るためにボーリング調査をするものでございます。この処分場の経緯、埋め立てられているもの等につきましては施設課長のほうから答弁をさせていただきます。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 今のご質問につきましてお答えをさせていただきます。本処分場につきましては、昭和50年以前に使用していたというふうにお話を聞いております。前担当者からは、内容物についてはすべて搬出をしておりますという引き継ぎを受けているんですが、それらを証明する書類が全くございません。当時の法ではマニフェストなり一般廃棄物の搬出伝票というものが存在しなかったことも起因していると思います。

内容物については、当時、私どものほうで所有をしていた焼却炉はバッチ炉とストーカー炉、この2種が存在をしておりました。それらから出た焼却灰については恐らく搬入をされていたろうと。当時につきましては、生ごみのまま直接処分場へ持って行って埋め立てをするということも日常的に行われていたというふうに聞いてございます。したがって、現状はないにしても、何らかの形でそれを証明していかなければいけないという責任問題もございます。

なぜこの時期にということですが、ただいまそれとはほかに、平成10年まで使用しておりました最終処分場、こちらのほうの安全評価。適正閉鎖を行いましてから10年を経過いたしましたので安全評価を行ってございます。それらと一緒に評価をさせていただければというふうに考えて、今年度補正で要求をさせていただいたところでございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 再質疑ありませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） ということは、想定されるものとしては、やはり焼却灰であった可能性はあるということですね。ただ、もしそうだとした場合、文書等に関しては残っていないけれども、引き継ぎとしては、もし焼却灰だとした場合搬出されているはずというふうに今理解をいたしましたけれども、時期の問題に関して、旧

処分場、もう1つの現行法での最終処分場の閉鎖作業というのは数年前から始まっておりますけれども、それとあわせてということと、あと事務局長のほうが利用のためとおっしゃったんですが、どのような利用を想定されているのか、その辺について説明をいただきたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 具体的な利用方法につきましてはまだ検討はしてございません。あくまでも大きな、借地のほうの処分場と、あわせて安全性の確認をする中で、離れているということも含めまして、私どもとしては利用しづらい部分が大きいかと思いますけれども、その安全性を確認した上で、県のほうから処分場としての指定とまではいかないと思いますけれども、取り扱いを外していただいた上で、いわば普通財産にして、利用等につきましては海老名市などとも相談しながら考えてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） これで最後にいたしますが、このほかにはないのかという話なんですね。要するに、組合の、そういった旧法のもとでの処分場等に関してはないのか。昭和でいえば54年以前の焼却灰の処理等で、高座清掃施設組合の中に、ほかにそういった焼却灰等が埋まっている事実はないというふうに見てよろしいのでしょうか。

あと最後に確認だけ、先ほど普通財産への移管と。今現状は行政財産として持っているんですか、それとも普通財産なんですか。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） この処分場は4000平米強でございますけれども、これは行政財産でございます。

あとの点につきましては施設課長のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 私どものほうで引き継ぎを受けていたり、過去の書類等を調べた結果につきまして、ほかに処分をしていたという場所はございません。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑はないようでございますので、以上で質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（池田徳晴君） 挙手多数であります。よって議案第10号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決することに決しました。

次に日程第7 認定第1号 平成20年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは日程第7号 認定第1号 平成20年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の2、3ページをお開きいただきたいと存じます。最初に歳入でございますが、主に収入済額でご説明させていただきます。1款分担金及び負担金でございますが、収入済額が30億5,127万7,000円、2款使用料及び手数料は3億2,228万9,107円、3款繰越金は2億9,733万9,928円、4款諸収入は5,977万3,888円、5款組合債は6億3,190万円で、合計の収入済額は43億6,257万9,923円でございます。不納欠損額及び収入未済額はともにございません。

次に4、5ページ、歳出でございますが、支出済額でご説明をさせていただきます。1款議会費は107万4,654円、2款総務費は2億4,040万4,863円、3款民生費が2,322万2,876円、4款衛生費は34億5,014万5,455円、5款教育費は1億

2,975万2,378円、6款公債費は2億8,441万4,683円、7款予備費の支出はございません。合計の支出済額は41億2,901万4,909円で、翌年度繰越額は2億3,356万5,014円でございます。

次に事項別明細の説明に入らせていただきます。

まず歳入ですが、主として収入済額の金額に基づいてご説明をいたします。

8、9ページになりますが、1款分担金及び負担金は、1項分担金のみの30億5,127万7,000円でございます。綾瀬市が率といたしまして29.3484%で8億9,550万円、海老名市が35.1224%で10億7,168万1,000円、座間市が35.5292%で10億8,409万6,000円でございます。

2款使用料及び手数料でございますが、1項使用料は31万1,857円で温水プールの販売機等行政財産使用料として、2項手数料は3億2,197万7,250円で事業系廃棄物処理量が前年度比10.31%減となった1万5,332 t 弱の処理手数料として、1 k gにつき21円を徴収したものでございます。

3款繰越金は1項繰越金のみの2億9,733万9,928円で純繰越金でございます。

10、11ページになりますが、4款諸収入1項組合預金利子は352万9,377円、2項雑入は5,624万4,511円で、主に一般廃棄物処理手数料として可燃物及び汚泥をトン当たり2万1,000円で処理したものでございます。

5款組合債は6億3,190万円で、触媒反応塔設置に伴いダイオキシン類を分解除去する事業、それからボイラチューブ更新工事事業でございます。

12、13ページですが、収入済額合計といたしまして43億6,257万9,923円でございます。

14、15ページから歳出になります。これも主として支出済額でご説明させていただきます。

1款議会費ですが、対前年度比2.91%減の107万4,654円でございます。支出の主なものは報酬、速記事務の委託料でございます。

2款総務費は対前年度比9.16%増の2億4,040万4,863円で、1項総務管理費が対前年度比9.16%増の2億4,030万2,863円です。

1目一般管理費は、対前年度比0.63%増の1億8,727万2,029円でございます。

16、17ページをお開きください。支出の主なものは、特別職と職員14名分の給料、職員手当、共済費で1億1,437万634円、18、19ページの委託料で449万9,260



円、負担金、補助及び交付金6,662万2,442円でございます。

20、21ページの2目財政管理費は、対前年度比55.84%増の5,303万834円でございます。主なものは、需用費で615万8,193円、委託料が1,662万2,648円、22、23ページをお開きください。使用料及び賃借料が600万7,099円、工事請負費が2,045万8,200円、備品購入費が186万6,900円でございます。なお、大幅な増となった理由は、いずれも新規事業であります旧事務棟解体及び周辺整備工事と可搬式消防ポンプの購入でございます。

次に2項監査委員費は、対前年度比7.92%増の10万2,000円でございます。

24、25ページをお開きください。3款民生費でございますが、対前年度比7.92%増の2,322万2,876円でございます。施設修繕のほか委託料で、本郷老人福祉センター指定管理料として2,077万1,100円を支払ったものでございます。

4款衛生費でございますが、決算総額の83.6%を占めております。衛生費全体で対前年度比35.41%増の34億5,014万5,455円でございます。

1目清掃総務費は対前年度比3.88%減の7億5,521万1,384円で、支出の主なものは、職員82名分の給料、26、27ページに移って職員手当、共済費、臨時職員賃金で7億4,385万6,469円でございます。需用費で588万9,545円、28、29ページをお開きください。委託料で91万3,500円、工事請負費で288万7,500円、負担金で80万4,000円を支払ったものでございます。

30、31ページをお開きください。2目塵芥処理費は対前年度比58.63%増の25億9,128万2,532円でございます。支出の主なものは、需用費で薬品等の消耗品費9,329万1,298円、光熱水費1億1,390万5,166円、施設修繕料が7億6,036万3,695円で主に第二清掃処理場の定期修繕等でございます。13節の委託料、32、33ページをお開きください。焼却灰等処分の一般廃棄物処理といたしまして5億5,368万5,265円で、埋立処分、熔融処理、エコセメント化処理をしております。処理困難物として3,630万2,789円、ダイオキシン類分析及び各種分析委託料として1,488万1,293円、触媒反応塔設置工事、ボイラチューブ更新工事設計監理業務として1,940万850円を支出しております。14節の使用料及び賃借料では最終処分場等の借地料として3,413万8,586円を支出しております。15節の工事請負費で9億300万円、これはダイオキシン類を削減する触媒反応塔設置工事4億320万円、ボイラチューブ更新工事4億9,980万円に要したものでございます。

34、35ページをお開きください。3目し尿処理費ですが、対前年度比19.45%減の1億365万1,539円です。主な支出は施設修繕費で6,722万3,100円、定期整備補修に要したものでございます。下水道使用料として968万3,959円でございます。

次に5款教育費ですが、対前年度比7.73%増の1億2,975万2,378円でございます。支出の主なものは施設修繕費で3,083万832円、定期補修等でございます。

36、37ページをお開きください。屋内温水プール指定管理料として8,785万6,020円、工事請負費で635万318円、成形マット交換工事等に要したものです。備品購入費101万5,665円でオムツ交換ベッド、ダストボックス等を購入したものでございます。

次に6款公債費は前年度と同額の2億8,441万4,683円で、元金、利子の償還でございます。国が4件、郵政公社が1件、県が1件です。なお、組合債の状況につきましては、決算説明書の9、10ページに明細が載っておりますのでご高覧いただければと存じます。

次に38、39ページで7款予備費でございますが、支出はございません。

支出済合計額が41億2,901万4,909円、翌年度繰越額はございません。不用額は2億2,999万5,091円でございます。

次に40ページでございます。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が43億6,257万9,000円、歳出総額が41億2,901万4,000円、歳入歳出差引額が2億3,356万5,000円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、また、基金への繰り入れはございません。

42、43ページをお開きください。公有財産に関する調書でございますが、区分の事務所及び車庫の建物の面積が減になっております。これは旧事務所棟解体に伴うものでございます。

44ページをお開きください。物品に関する調書でございますが、可搬消防ポンプの購入により増となっております。

以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。説明を終了いたします。

◎議長（池田徳晴君） 本決算におきましては監査委員の審査を受けております

ので、代表監査委員より審査結果について総括的なご報告をお願い申し上げます。代表監査委員。

◎代表監査委員（齋藤昭一君） 平成20年度の決算審査を吉川重夫議員とともに担当した監査委員の齋藤でございます。ご指名がありましたので、私からご報告申し上げます。

審査意見書は既にご高覧いただいていると思いますが、意見書に記載したとおり、審査を実施した結果、一般会計歳入歳出決算書及び決算附属書類はいずれも正確に作成されていると認められました。また、予算の執行も適正に行われたと認められました。

なお、平成20年度の決算内容を主に前年度と比較した結果及び要望事項を意見書の2ページ以下に添付してございますので、ご参考にしていただければと思います。

以上、簡単でございますが、ご報告申し上げます。

◎議長（池田徳晴君） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） それでは、決算議案について何点か質疑をしたいというふうに思います。

まず第1点は、塵芥処理費の中の需用費の施設修繕であります。当該年度でいえば約7億6,000万円の支出がされておるわけなんです、この施設修繕のうちの多分大半といいますか、ほとんどが、いわゆる150 t 炉と200 t 炉の定期点検に伴う修繕経費というふうに言うことができると思うんですが、私の記憶にある中でも、ここ5～6年の修繕費の推移ということからしても、全体でいえば8億円、多いときで9億円ぐらい修繕費がかかっている、その大半が毎年同じように定期点検に伴う修繕になっているんですが、この修繕に関しては予算費目が修繕ということになっているんですが、基本的には随意契約ですっと行われておると思うんですね。具体的にはプラントメーカーである石川島播磨工業との随意契約になってきているわけです。単純に額だけいいにしても、年間にして7億円から8億円の額ですから、もう既に150 t 炉、200 t 炉ができてから相当期間がたつわけですね。多分既にそれぞれのイニシャルコストを超えるばかりではないかなというふうに思うわけですね。ですから、これをこういうものだと見ていいのか

どうかというのがありますよね。つまり、プラントメーカーでしかできない。だからイニシャルコストでかかったものとランニングコストに関してを一括すると、多分建設コストとほぼ同額か、それ以上のものがプラントメーカーとの実質的な契約になってしまう状況だというふうに見ております。

そこでまず、150 t 炉が1983年、200 t 炉がたしか1991年という形なんですけど、それ以降の修繕費の総額が現状までにどのぐらいになっているのか、そのことをまずお示しをいただきたいと思います。

一般的にいうと、競争入札で競争性が発揮されれば、こうした経費の削減につながるだろうというふうに思われますよね。ただし、これまでもこういった炉の点検等に関しては、いわゆるプラントメーカーでなくてはできないということで随意契約がとられてきて、ある意味、独占的、あるいは排他的な契約になってきているわけなんですけれども、理由としてプラントメーカーしかできないとか、あるいは安全保障の問題ということを何回も歴代の組合長さんが述べられてきておりますけれども、果たして本当にそうなのか。技術的な検証というのは行われてきたのかどうなのか。その点についてお伺いしておきたいと思います。

次に、2点目として最終処分についてお伺いをいたします。決算書でいえば塵芥処理費の一般廃棄物処理ということに関係してくることだと思いますけれども、現在、自前の処分場が既に満杯となって閉鎖をしておりますので、もう既に10年以上、当施設組合に関していえば、いわゆる焼却灰等の最終処分に関しては県外処理ということになっておりまして、現状、ご承知のとおり、米沢市の埋立処分、ジークライトだとか、あるいは熔融処理が2カ所、さらにエコセメント、そして不燃物の熔融処理という形で、大体4カ所ぐらいの最終処分をやっているわけなんですけれども、トン当たりの単価でいきますと単価が全然違ってきますよね。もちろん一番安いのは埋立処理でありまして、トン当たり約3万4,000円。一番高いのはエコセメントで5万1,000幾ら。熔融に関しては、2つの企業で若干違いがありますが、4万円台か5万円。

まずここで伺っておきたいのは、今後の方針の問題であります。たしか監査委員さんの意見書にも記述されていたかと思うんですが、今後の処理方針として、灰の最終処分に関しても埋め立てよりもリサイクルというような趣旨が書かれていたかと思うんですけれども、決算ですので、来年度以降の熔融処理、埋立処

分、あるいはエコセメント、こうしたものに関してどういうふうな処理方針を持っておられるのか、その点をお聞きしておきたいというふうに思います。

あと3点目として、今決算、当該年度で結構ですので、平成でいえば12年になりますか、つまり50%削減の基準値とされた年ですね。年度でいえば前の年度になるんですけれども、一般廃棄物の処理基本計画というのを新たに作成し直しておりますけれども、ここで示されているのは、平成でいえば17年度実績と12年度実績を比較して、相対でいえばマイナス7.3%。具体的な削減率は省略をいたしますが、座間市、海老名市、綾瀬市では相当のばらつきも生まれてきているという状況でもあるんですけれども、この当該決算年度で平成12年の基準値をベースにして三市全体でどのぐらいの削減となっているのか。各市の状況はどうなっているのか。そのことをお示しいただきたいというふうに思います。

最後に3点目として、本郷荘の利用状況について率直にお伺いをしたいんですけれども、決算説明書を拝見させていただきました。その中で本郷荘の利用状況というのが示されているわけなんですけれども——ちょっと今すぐにわからなくなってしまいました。たしかその中で、いわゆる入浴施設としての利用と、あと全体としてほかに娯楽室とか、あるいは教養室とか図書室も数値に入っていたと思うんですね。ちょっとごめんなさい、資料が見当たらなくなってしまったんですけれども、それを見ると、私、正直言って、数字からだけです、実際の利用実態というものに根差したものではありませんので軽々しくは言えませんが、数字から見ると、教養室、娯楽室、図書室、これはほとんど利用されていない状況なんですね。

先ほどお断りしましたけれども、私自身も本郷荘のこういうところに入ったことはございませんので利用実態というのはわからないんですが、数字上から見ると明らかに、入浴者は利用人数でいえば全体で6,755人いる中で、教養室が年間で116人とか、娯楽室が118人、図書室に関しては20人とか、その程度のものになっているんですが、数字から見ると有効利用がされていないのではないかとこのように見えるんですが、そこら辺のところに関しては指定管理者への指定ということになっておりますけれども、その有効利用の点から実情に関して説明をいただきたい。以上3点であります。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは、ただいま沖永議員からの4点の質問につきまして私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、150 t 炉と200 t 炉の現在までの修繕費でございますけれども、88億9,842万6,000円を要しております。平成20年度までの累計でございます。

それから随契に関してでございますけれども、私どもはプラントメーカー以外でこれを施行していくことは難しいだろうなという判断をしております。そのため、私どもの技術不足を補うための支援事業も、これは数年前からですが、やっております。安全性、あるいは性能、あるいは技術力、そういったことを含めまして、プラントメーカーでないと困難であろうという判断のもとに、そうした契約方法をとっているということでございます。

最終処分場は、ご指摘のとおり、単価の差が処分方法によってございます。私どもは、基本的にはこの間ずっと、資源化、すなわち溶融並びにエコセメント化の方向にシフトをしてまいりました。今後もこれを増やしていく。将来的には全量資源化という方向に持っていきたいというふうに考えております。これが2点目でございます。

平成20年度のごみ量の問題ですけれども、ごみ量につきましては、ご指摘のとおり、平成12年度が過去一番多かった経緯がございます。平成20年度との比較でございますけれども、平成12年度が9万1,543.89 t 搬入されました。これに対して平成20年度は7万7,260.45 t でございまして、量では1万4,283.44 t、率で15.6%の減になってございます。ただ、申しわけございません、三市はどれぐらい減ったかという資料はきょう手持ちでございませぬので、全体でこれだけ減ったということにこの場ではとどめさせていただきたいと思います。以上が3点目でございます。

4点目でございますけれども、本郷荘の利用総体人数につきましては、平成19年度に比しまして平成20年度は442人増えております。これは指定管理者が一生懸命やってくれた成果だろうなというふうに考えております。ただ、議員がご指摘のとおり、メインの施設以外の利用は極めて少のうございます。そういった意味で、今後、指定管理者との協議なり、あるいは改善方法の模索ということは必要なことだろうというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 再質疑ありませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） まず修繕費に関してなんですが、今88億9,842万6,000円ということで説明がありました。大変な額になるわけですよ。さらに、今回の触媒塔とかボイラチューブとか、これだけでも億の単位の工事ですよ。さらに、いわゆるダイオキシンの規制が強められてというか、ダイオキシン対策を平成10年度ぐらいから進めてきていますし、それらのものについても、軽くざっと計算しても何十億円の単位になっていますよね。これもほとんど基本的には随意契約なんですよ。

私も専門家ではありませんので詳しいことは述べられませんが、ただし、ある程度こうしたものについて技術的な検証をしてもらうということが必要なんじゃないかなという気がするんですね。明らかにこの業界、このプラントメーカーの体質というのは、1つのプラントを立ちあげれば、その耐用年数が来るまでは、そういったものの保守点検も含めて全部ひっくるめて契約をすることができる。ある種の独占的な市場になってきているわけです。技術者の方に聞くと、いや、そんなことはない、技術的には可能であるということも言われるんですね。

そこからすると、なかなか地方公共団体のほうで技術的な検証をする能力というのはないと思いますので、ある程度そういった技術的な検証を専門家に委託するということを含めて、そういった点に関しての改革といいますか、風穴をあけていくことをしないと、今度また炉の更新が一応は予定されているわけですから、炉の更新というふうになった場合の選定に関しても、単なるイニシャルコストの問題ではなくて、そういった後からのものも全部ひっくるめて考えていかなければいけない問題ですし、そこからすると、高座清掃施設組合の予算の規模の額からすれば、非常に多額の修繕費を伴っているわけですから、そこに関しての調査研究を進めていくべきなんではないかなというふうに思うんですが、できれば組合長の見解を後から聞かせていただければというふうに思います。

あともう1つ、具体的に確認しておきたいんですが、これはプラントメーカーとの契約の際に、図面等の所有権はどうなっていますか。要するに、よくある話として伺うんですけれども、図面等も含めて全部プラントメーカーが独占をしまって、太刀打ちできないという場合もありますけれども、そこら辺は契約上、高座のほうでも書類を所有しているのかどうなのか、その辺もあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

あと最終処分場の問題なんですけれども、確かに埋立処分等、私は灰の溶融化したものについて本当にリサイクルかどうなのかというのはまだ疑問もあるところなんですけれども、今の基本方針としては溶融化、エコセメント化、将来的には全量を展望していきたいという話なんです。この溶融化された後は具体的に確認されておられますか。製品としてどのぐらい市場に出ているかとか。委託事業ですから、相手先に関しては、溶融の処理のところに委託して、基本的な理念としてはそれがリサイクルして活用されているということになるんですが、本当に活用されているのかどうか。その辺に関して、その後に関してもちゃんとチェックをしているのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

それとあと、自前の最終処分場の問題なんです。この基本計画の中では、見ると明記しているんですね。海老名、座間、綾瀬地域における最終処分場の確保ということで書かれてはいますが、ずっと平成33年まで検討準備のラインが引かれているということなんですけれども、改めて、これも組合長のほうでいいですけども、最終処分場の自前確保ということに関しては現状でどういった見解をお持ちなのか。

この最終処分場の問題というのは、県外排出の問題は前から語られてきましたし、その県外排出というのが、私自身は50%削減というのは、最終処分が自前でできないというところから徹底した削減が必要だということで計画がつけられてきたというふうに思いますし、ただ、処分場が必要じゃないかといえば必要なわけですから、そこら辺のところはどういう考えをお持ちなのかということに関して聞いておきたいと思います。

あと、それにあわせて、先ほどの全員協議会のほうでも延命化に関して地元合意という問題になって、現時点はそうなんですけれども、焼却施設の整備の問題、いわゆる更新の問題なんです。先ほどの話では内野組合長のほうが、基本的には各市の市長もその当てを探したけれども、なかなか難しいということで、現在の場所で更新ということでお話に行ったというお話もあったんですが、基本計画自身から見ると別にその場で更新をするなんていうことは書いていないわけですから。私は2年間ほど高座の議員ではありませんでしたので改めてお聞きをしたいんですが、現在の本郷の地域で更新というのが基本的な方針として組合の中で確認されているのかどうか、その点についてお伺いしておきたいというふ



うに思います。

あと、削減率の問題に関しては、やはり注目すべきところなんで決算のときには出すべきじゃないんですか、各市の状況も含めて。やはり基本計画の中で当面の、30でしたっけ35でしたっけ、50から削減した目指すべき目標ということで設定して、我々高座清掃施設組合としてはその数にやっぱりこだわっているわけでしょう。やはりどのぐらいそれに向けての努力をしていくのかということが大事なわけですから、実際、各年度の決算ごとに各市どのぐらい削減できたのかということについてわかるようにしていただきたいと思いますし、多分先ほど事務局長が説明されたのは決算の説明書の数値だと思うんですけども、その数値と先ほどの数値は実は違うんですよ。よくわからないですけども、こっちに出てくる平成12年の実績値と、先ほど9万tぐらいと言いましたが、こちらは8万7,000tになっているんですよ。それは今気がついただけの話ですからいいんですけども、いずれにしてもそういった数値を明確にしていくということ。

あと改めてお伺いしたいのは、この目標達成に関しての進行管理の責任という形にそれぞれの各市がということになるかもしれないんですが、この目標達成に関しての主導権とでもいいますか、主導権というのもあれですけども、主な役割として高座清掃施設組合がそれを推進する立場なのか、それともあくまでも三市それぞれが三市の責任において努力をするという形なのか、そこら辺のところをちょっとはつきりさせていただきたいんです。

というのは、これまでもよく矛盾にぶち当たるのは、例えば高座の場合では、各市それぞれで取り組みがあるので、それぞれでやってくださいと。一方で、それが各自治体で、例えば議会で市長との議論になってくると、三市一体となつてという話が必ず出てきます。一体どちらに……。高座清掃施設組合として一定の主導性を発揮されるのか、それとも基本的には各市それぞれの自己責任なのか。その辺についての基本的な見解を2問目として伺っておきたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 総括的に私のほうから答弁をさせていただいて、細かい部分についてはそれぞれ担当にお願いさせていただきたいと思います。

まず最初に、塵芥処理費の施設修繕の関係でございます。沖永議員さん、2年だと言いましたけれども、もっと間があいているんじゃないかと思えますけれど

も、ここ数年間、私ども、はっきり申し上げてこの額が多過ぎるということで、担当のほうから上がってきた査定について、2割から3割毎年下げいております。もうこれ以上は下げられないというところまで、はっきり言って業者も見積もりの段階からもう無理ですというところまで削減をしてきたという事実がございます。

これに端を発したのは、私が組合長でございますけれども、三市のそれぞれ代表が来ておりますので、副組合長もその査定の部分を持ち回りでやっております、各市が負担金でやっている以上、この維持管理費が上がるということはそれぞれの負担金にはね返ってきますので、しっかりと査定をしていただきまして、特に座間市長はすごい勢いの査定をされております。

◎（沖永明久君） 前市長。

◎組合長（内野 優君） 前市長ですね。それを引き継いでいるのが遠藤市長でございますから、当然厳しいというふうに思っております。そういった面で、まずそれが1点挙げられます。

それとともに私どもは、やっぱりその見積もりについて、専門的な観点で正しいのかという問題は、この修繕が大型の関係もありまして、数年前から第三者機関に一応チェックをしていただいています。この細かいことにつきましては事務レベルからご説明をしていきたいと思えます。

それから、先ほどプラントの問題が出ましたけれども、ランニングコストの問題が相当出てくるという話がございます、これは各施設を持っているところは大きな悩みでございます。つい最近も相模原市稼働の新しい溶融ガス化のところを視察させていただきました。その担当の方はもう何十年もやっているそうです。やはりプラントを入れることにおいて、いつもランニングコストというのは気になる。それが大きな問題。しかし、そのプラント以外の会社にできるかという、責任上の問題でなかなか難しいと言っています。それとともに、ランニングコストを考えながらプラントを考えてきたと言いますけれども、やっぱりランニングコストはかかってしまう。そういった問題も出てきます。

私ども、そういった問題につきましては、最終処分地の関係もございます。相模原の新しい溶融ガス化の関係でも、はっきり申し上げて灰は完璧にやっても7%は出るそうです。今現在20%弱は出るだろうと言われております。そういった

部分では、私どもは、どんなプラントをやったとしても灰が出てくる。将来、この高座が新しい施設を更新したときにどういうプラントがいいのかというのは、十分検証、あるいは調査をしないといけないというふうに思っています。相模原の担当も全国の新しい施設を回ったらしいです。

そういった中で私どもも来年度に向けて、更新場所は本郷の地区と決めております。しかし、決めておりますけれども、基本的な問題として、全協で申し上げたとおり、地域の理解と納得をお願いしたい。それとともに、地域の方に言うておりますけれども、並行して更新施設の計画については調査させていただきたいということもお願いしております。そういった面では、地域の理解を得ること、納得を得ること、それとともに、やはり私どもは、今回、新しい施設の計画をつくっていくという形をもう始めていかないといけないというふうに思っておりますし、来年度から本格的にやっていきたい。そういった中で、最終処分地の灰の問題、それからランニングコストの問題をしっかりと検討していきたいというふうに思っているところでございます。

最後の質問でございますけれども、高座がイニシアチブをとるのか、三市なのか。私ども、私を含めて三市の首長では、ごみの有料化をやる時は一緒にやろうということは言っています。ごみ問題はできるだけ足並みをそろえ、広域的なものと考えてやっていこうと。昔よく言いましたけれども、ビニールの透明の袋で出すというのは海老名が先行しました。次に2市が追いました。分別もそれぞれが違う方法でやっています。しかし、分別は資源化としてそれぞれの役割でやりますけれども、処理するごみを減らしていくという目的は一緒だと思います。そういった問題につきましては、どこがイニシアチブをとるかじゃなくて、やっぱり三市が連携を深めながらやって、そして最終処理場としての高座のあり方というものを三市が考えていく。そして高座は高座の中でも自分たちの施設というものがあるわけですから、それと一緒に考えていくという形でご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。まず、随意契約における技術的な検証の部分につきましては、これは現在やっております。その内容につきましては施設課長のほうから後ほどご説明を

いたしたいと思います。

それから、溶融等の資源化のその後の現地確認でございますけれども、これにつきましても施設課長のほうからご説明を申し上げます。

それから削減率につきましては、数字が合わなかった部分はちょっと今検証できないんですけれども、また、ご指摘があった三市の削減率を示すべきであるというのは全くそのとおりでございます。私どもの不手際でございますので、この場でおわびを申し上げたいと思います。今後これを決算時には出すようにしてまいりたいというふうに思います。

それから、ちょっと順不同になるかと思っておりますけれども、あと自前の最終処分場というお話があったかと思っております。一般廃棄物処理基本計画にも当然、ずっと検討になってございますけれども、確かに載っております。現実問題として、これを三市において持っていくということは大変難しいという判断はしております。そういった判断はずっと以前から私どもはやっていたわけでありまして、この問題は、ある意味では高座だけでなく、あるいは大和を含めた広域ブロックだけではなく、さらにそれ以上のエリアも含めた問題として対応していかなければ無理ではないかという考え方もございます。そういった意味では県への要望などについても各市から出しているところでございます。私どももちろん検討はしますけれども、難しい側面があることをぜひご理解いただきたいなと思っております。

それからもう1点、その一般廃棄物処理基本計画の進行管理につきまして、組合長からも触れましたけれども、各市がそれぞれ連携し合っただけというお話でございますけれども、前計画が、ちょっと私の口からこう言うのは何ですけれども、50%削減を含めまして計画倒れに終わった面があります。そういった面では、やはり進行管理というものをきちんとやっていかなきゃいけないという反省に立っております。

どうしても私ども、一部事務組合でございます。三市で構成しております。計画については三市と私どもでつくった計画でございます。そういった意味では、よくないことではございますけれども、責任が分散しがちであるという側面は否認ないというふうに思っております。そういった面で、進行管理の音頭をとっていくのはやっぱり私どもではないかなというふうに事務局としては考えてございます。そういうような方向で今後進めてまいりたいと事務局として考えておりま

す。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 技術的な検証を行っているかというご質問に対しまして、まず技術的な検証の前に価格の整合性について、これにつきましても、随意契約という特殊なものの中でいかに適正価格を担保していくかということにおきまして、合理的かつ適正な価格を担保するために、社団法人全国都市清掃会議において作成いたしました廃棄物処理施設点検補修工事積算要綱。この要綱につきましては、政令指定都市並びに大都市の実際の技術担当員の方がおつくりになった要領でございます。本要綱を活用し、また、歩掛かりにつきましては国交省各物価本、労務単価につきましては神奈川県労務単価を採用させていただいております。

また、施設の特異性からきます特殊製品の単価、実はこれが一番困っております。適正な価格の把握ができない状況が続いております。ここにつきましても、平成19年から東京都の環境整備公社の技術支援をいただいております。使用の確定に必要な交換時期、必要性、また東京都での同等品の価格、東京都での他社との価格の比較を行い、精査をしているところでございます。3年目を迎えまして、私どもの価格を町田市さんは参考にしているような状況がございます。このことによりまして、随意契約によりますメーカーの独占的な状態を可能な限り排除しているものでございます。

2つ目、図面の保管につきましては、これは高座のほうですべて図面を保管しております。

3番目といたしまして熔融後の確認。埋立処分場についても、組合長の指示によりまして、通常は当該市町村、私どもでしたら米沢市との事前協議だけなんです。県での安全確認並びに地元自治会の会長さんのお宅へお伺いしまして、どうでしょうかというような確認を行っているところでございます。熔融施設については販売ルートの確認を行っております。販売店まで確認をさせていただいております。今年度から、熔融施設からも熔融飛灰という飛灰が出ます。それらにつきましては重金属を多く含んでおりますので、資源という形で再利用を図らせていただいておりますが、そちらの施設、八戸製錬に確認に行っております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 3回目なのでこれで最後にいたしますが、まず随意契約の価格に関しての整合性ということで、努力をなされている、うちの前市長も一生懸命削ったんだというお話をご紹介いただきましたが、それはその努力は多とするものでありますけれども、現状のプラントメーカーありきの中でのそれぞれの交渉という気がするんですよね。私、もう少し行くとこの状況も少し変わってくるんじゃないかなという気がして、やはりそういった点でも、一遍には確かに無理だと思います。やはりプラントメーカーに負う部分が多いいんですけれども、ただ、部分的には検証していけば互換性があるというか、他社でも互換性があったり、技術的な互換性がある部分というのは一定出てくると思いますので、そこら辺の研究も深めていただいて、やはりこういったもののコストを下げていくということに関して、もちろん一方でおっしゃられるとおりに安全に直結する問題ですから、その面に関しては慎重に対応しなければいけないんですけれども、1つ1つ具体的に、じわりじわりといった形ですけれども、やっていただければということをお願いとして述べておきたいというふうに思います。

あと、最終処分にかかわる製品化の問題に関して、改めて最後に聞いておきたいんですけれども、100%販売ルートに乗っているというふうに理解してよろしいでしょうか。その点に関してつかんでいるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

あと、最終処分場及び施設更新に関してなんですけれども、前の三市の市長とも、どちらかといえば綾瀬の市長さん、前のうちの市長さんなのかもわかりませんが、なかなか当地内にはないという話なんですけれども、私はもう1度再検討してもいいんじゃないかと思います。ねえ、遠藤市長。座間には今度、米軍基地から5.1ヘクタール返ってきますからね。米軍基地の横に最終処分場というのは、私は非常にいいことではないかなと思っていますけれども。たしか5.1ヘクタールというと、今の高座清掃施設組合の敷地面積とほぼ同様ぐらいの面積があるんですよ。そういった点からすると、逆に座間も1つの候補地として上がるんじゃないかと私は思いますので、その辺に関しては再度、三市の首長の中で検討されたらどうかなというふうに思いますので、ご意見を聞いておきたいというふうに思います。

あと進行管理に関していえば、どっちかというとな事務局長のおっしゃった点に私は賛同するものであります。組合長のほうは連携という話がありましたけれども、なかなか連携というのも、どこかが音頭をとったり司令塔がなければ、要するに前回の基本計画の総括からすると、それぞれ努力した、ある種そういうのも大事なんですよね、それぞれの自治体によって違いが出てくることも。でも、全体としての高座での計画を推進していこうと思ったらやはり何らかの、高座清掃施設組合が私はふさわしいと思いますが、ぜひ音頭をとって進行管理を深めていただきたい。以上で終わります。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 処理場の更新場所の件でございますけれども、沖永議員さんの提案はそうであるということはありませんけれども、やっぱり当該市の市長……。

◎（沖永明久君） まだ跡地利用が決まっていない……。

◎組合長（内野 優君） いや、その辺も含めて、私どもは今現在、三市の市長で話して、いわゆる結論的には候補地は本郷しかないという形で地元とお話し合いをさせていただいているということをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 溶融施設から出るものの資源化につきまして、私どもが調査にお伺いしまして追跡調査を行った結果、100%資源化をしているというふうに理解をしております。ただし、中央電気さんにつきましては、販売ルートに乗せずに、非常に広い場内で、一部その敷石に使っているというお話を伺っております。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） さっきの補正予算のときも金額の問題があったんですけども、私は以前から提案しているんですけども、職員の研修ということでは、例えば建築関係とか化学、このあたりが本当に必要だと思うんですけども、今、高座の職員の中で、公的資格を持った建築とか化学の専門家。炉の維持管理というのは別ですよ、そうではなくて、本当に総体的に見られる人が実際にいるのか確認。

それからもう1つは、単価の問題では、今高座では幾つかの処理施設と連携しているところもあるので、例えば何年のどういうメーカーの炉で、それが幾らぐらいで、ランニングはこうだという類似ケース、そのあたりをお互いにオープンにしていくことによって、要するに高座だけの問題ではなくて、全体としてどこのメーカーだと物すごくランニングコストがかかるかわかるみたいになると、逆にメーカーも、要するに今は各自治体との協議だけになっているけれども、それが他のメーカーと比較されると、メーカーのほうだって自主規制というのかな、余りにもうちはもうけ過ぎているな、これは公表されちゃうとまずいなとなる。

要するに1つは、幾つかの施設の建設が何tぐらいで、いつ建設して、人件費は別にしたランニングコスト、メーカーに払う金が幾らだというのを5年とか10年サイクルで出していくことによって、これがかなり集まればメーカーは恐ろしくなると思うのよ。なぜかという、それを見て、新しい炉をつくる時に、このメーカーは高いから安いところを入れましょうとなる。そのあたりの研究。その2点をちょっとお尋ねします。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは、まず人の問題でございますけれども、建築並びに化学系の職員は、高座には今おりません。

それから、2点目の単価と申しますか、メーカー等の関係につきましては施設課長からお答えいたします。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 同類の施設のランニングコスト等につきまして、今私どものほうに東京都環境整備公社さんが入られております。そちらでは、東京都の各処理場のランニングコスト等について、必要があれば随時情報をいただいているような状況でございます。

◎議長（池田徳晴君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 技術者の問題で、いないと。うちの市でいっても、うちの市で今年定年になった人なんて、その人どうのこうのじゃないけれども、かなり意見を言う人もいたと。ところが、海老名市さんに例えば化学とか建築を常にみんな出してくれというのは、今度、海老名市さんにかなり負担になるところもあるだろうと。いや、海老名市さんが中心になって両方出してくれるというんだったら



いいんだけど、もしそれが負担だったら、2年サイクルぐらいで三市で技術者を派遣する。同じ人がずっとやるとやっぱりいろんなことが起きるけれども、2年ぐらいでかわると、そのあたりがあるとかなり……。そんな人材派遣ということをちょっと、海老名市さんのほうで両方対応していただければ一番助かるんだけど、もし対応がかなりきついというんだったら三市で協議というのも、これは本当に研究していかないと、職員の人の研修というのは確かにやっているんですけど、やっぱり三市の技術レベルとどうしても違う。要するに、物価本を幾ら見ている、それを専門にやった人とはどうしても違うものですから、そのあたりの人材育成というのを、今回の補正予算の単価の見間違いみたいなのところも含めて今後研究していただきたい。

先ほど施設課長のほうから東京の例を出されたんですけど、そういうのを高座のところで、例えばホームページを見ると幾つかのところと比較できるというように、情報発信源、それをお互いにやることによって、ただばつと並べるんじゃないくて比較しやすい並べ方というのかな。要するに、今度うちのほうが施設をやるときはこっちが得だなと思われるような、そのあたりを今後研究できないか。要するに、外部に発信できるような研究をできないか。この2点をお聞きします。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 人事の問題がありますけれども、来年度、更新施設の関係も計画はしっかりつくらないといけないということで、三市に専門職、建築、土木それぞれお願いをして、三市からまた高座のほうに出していただくという形で今協議しております。それにつきましては化学のほうはございませんので、それについてはある程度私どもの担当もレベルが、質が上がってきておりますので、そういったところでいろいろカバーできるだろうというふうに思っています。

最後の質問なんですけれども、更新、いわゆる維持管理料を出すのはいいんですけど、全般的に発信するというよりも、そういった機関に適正かということも今やっていますし、出すことによって、もしも高座が一番安ければ、今度は高座が安過ぎるという話も出てきますので、そういった面でいろいろありますけれども、今後は、先ほど沖永議員さんにも答弁したとおり、ランニングコストを

軽くしていくということを考えて、やっぱりプラントとかいろんなことを決めていかないといけない。それから、先ほど言いましたとおり、その会社でいいのか悪いのかという問題も1つあります。やっぱりできるだけ私ども、延命と更新を何とか地元をお願いしてオッケーをとって、その上に立って計画をしっかりとつくっていくという形でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎議長（池田徳晴君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 人材のほうは本当に研究していただいて。ありがとうございます。私も何回も話してきて。

もう1つ、化学のほうは、維持管理としてはすごく皆さんまじめにやっていて、いい。ところが、プラントメーカーと闘えるまでというのは、そこはちょっと疑問。要するに、プラントメーカーから指示を受けてやることはできても、指示をする立場までというのは、そのあたりは今すぐどうのじゃなくて、今後研究していただきたい。要望だけしておきます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑ございませんか。重田保明議員。

◎（重田保明君） 簡単に3点についてご質問いたします。

1つは、平成20年度決算でし尿の搬入量は5.27%減ったと。当然減ったわけですから、し尿の処理費も10.30%低下した。これはわかるんですけども、一方で、ごみの搬入量は前年に比べて2.69%減少したけれども、ごみの処理費は4.76%上昇した。これについて、どういうふうな理由でこうなっているのか。普通だったら搬入量に伴って処理費も減になるのではないかというふうに考えるんですけども、その辺はどういう理由でそうなったのかというのが1点です。

それから2つ目は塵芥処理費の工事請負費で、触媒反応塔とボイラチューブの更新工事で約9億円の予算を立てられたわけですけども、決算では、触媒反応塔では4億320万円、ボイラチューブでは約5億円を使用していることになるんですけども、この2つ合わせて約9億円の予算に対して、入札方法はどのような方法で行われたのか。そして予定価格は幾らで、落札価格は幾らで、予定価格に対する落札率は何%だったのかということをお伺いしたいというふうに思います。

それから3点目は、本郷老人福祉センターは建ててから大分経過していて、今日的な考えでいけば、老人福祉センターには当然のことながら老人の方々、ある

いは身障者の方々も多く来られているというふうに思うんですね。私は地域が施設組合のそばですから、よく耳にするんですけれども、身障者、あるいは老人のために、エレベーターを何としても設置していただけないかという要望が以前からあるわけです。これについては、私が聞くところによると、今の本郷荘の施設の状態ではエレベーターをつけるには大分お金がかかる。将来的にこの本郷荘の建てかえがあるかないかというのは私は聞いておりませんが、そういうふうなことを考えると、このエレベーターを設置するについても簡単に安い金ではできないという話を聞くわけですが、この本郷荘というのは老人福祉センターですから、エレベーターは最低限必要なものだというふうに思うんですね。そういうふうなことに對して、平成20年度決算を踏まえて、将来どんな構想、お考えがあるかにつきましてお尋ねをしておきたいと思っております。以上です。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 総括的に私のほうから答えて、細かい部分については担当のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

し尿の搬入量が減って処理料が減る。ごみは減っているけれども、なぜ処理料が減らないのかという質問ですね。それは古くなればそれだけ炉は傷むわけですから、いろいろ点検とかにかかっています。そういったご理解をいただきたい。

工事費の9億円の問題ですけれども、これにつきましては2つに分かれておりました、しっかりと議会に報告をし、そして議案として提出しております。額が大きいということで、ちゃんと規則に従って議会に提案して承認をいただいておりますので、細かいことにつきましては担当のほうから答えさせますけれども、その時期、時期の議会に報告をさせていただいている。議案に提案させていただいて、議決を得ています。

3つ目の本郷荘の老人福祉センターは、私もエレベーターをつけてくれという話をずっと聞いております。しかしながら、今回私ども、焼却炉とかあそこの施設を更新する場合、本郷荘の更新も考えております。今までは本郷荘は蒸気の熱利用しかできませんでした。電気の利用ができません。そういった面でいくと、再配置を考えて、しっかりと新しい建物をつくっていかうと考えております。それはもう地元の皆さんにも説明しておりますし、議員の皆さんにも提起を

しておりますけれども、プールも再配置計画の1つに入っております。そういった面で、今回の更新につきましては、新しい環境に配慮した、地域において迷惑施設にならない、快適な空間になるような施設づくりを目指しております。そういった面で、ここでエレベーターをつけますと最低でも1500万円かかります。1500万円かけたとしても、そのエレベーターは後の更新のときには使えませんので、そういった面を考えて、地元の皆さんや使っている人に我慢をしていただきたいというお願いをしながらやっているのが現状でございます、それでご理解をいただきたいと思っております。細かい部分については担当から。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 1点目のし尿処理施設の減額約10%、金額にして2000万円程度の減額になってございます。これにつきまして具体的には、処理施設については保全方式に大きく2つの考え方がございます。まず1点はごみ処理施設、特に周辺環境に大きな影響を与えるような施設については、予防保全、壊れる前に必ず直すという考え方と、もう1つは事後保全、壊れてから直す。

し尿処理施設については、今までは予防保全というシフトで動いてございました。ただし、ここで平成25年竣工ということで新しく計画が立ち上がっております、今後については、事後保全、壊れてから対応しよう。といたしますのも、し尿については各経路に予備経路が必ず1つございます。1つが壊れても次の経路を補修の期間に使用することが可能でございます。一方、ごみにつきましては、そういう予備経路が、特に排ガス設備についてはございません。増額になった理由については、ボイラチューブ、もしくは触媒塔の設置工事というのが大きく影響しているものでございます。

2点目の触媒塔の設置工事の予定価格が4億854万4500円でございます。契約額が4億320万円でございます。ボイラチューブにつきましては、予定価格が4億9980万円、契約額が4億9980万円、同額になってございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） 先ほどの老人福祉センターにエレベーター設置の件でございますけれども、やはり先ほど組合長のほうからも申しましたように、エレベーター設置についてはちょっと課題かなというふうなことがございます。し

かしながら、現在、数は少ないながらもお年寄りが使っているということで、車いすの方も使っている。そういった現状を見まして、私どものほうで検討した結果、来年度、非常に緊急避難的かもしれませんが、階段昇降機というのがございます。それで何とか対応していきたいなということを今検討している最中でございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 重田保明議員。

◎（重田保明君） 今、組合長のほうからエレベーターの設置の件なんですけれども、再配置の中で考えていきたいということなんですけれども、この再配置というのはいつごろをめどというか、ある程度の見通しはあるんですか。その辺も含めて、いますこし鮮明にさせていただけたらというふうに思っているんです。今言われましたようなところは、善後処置としておやりになるということは結構な1つの方法だと思うんですけれども、それとあわせて最終的な再配置のところのお考え。

それから、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、2番の工事請負費の入札のことなんですけれども、これは随契か、それとも競争入札か、指名とか、いろいろ方法があるかと思うんですが、これは随契でおやりになったということですか。

随契ということなんですけれども、結局先ほどの議員も言っておられましたけれども、1つのメーカーの炉で新しい機械を入れると、今のように、ずうっと何年、何十年、炉がもつまで、大体修理するときには同じメーカーというふうになると、機械をかえない限り、そういうことは通常あり得ないというふうに私などはとるんですけれども、そうすると競争性というのは、新しい機械を入れるときには競争性が伴うけれども、修理とかそういうふうな面では事実上競争性がなくなるというふうに思うんですね。9億円の予算になっているわけですから、莫大な金を使うわけですから、その辺で工事の競争性というものをいかに考え、取り入れながら経費の節減を図っていく。これは大事なことだと思うんですけれども、そういうことについては今後どういうふう考えられているのか。あるいはこれはやむを得ないことだよというふうになるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 最初のエレベーターの問題ですけれども、今担当が言ったとおり、エレベーターをつけると更新が、私どもは地元で平成30年までの延命をお願いしたいということで、平成31年から新しい施設が稼働していくという形になりますので、順次やっていくという形になりますので、ご理解をいただきたい。その間、今担当が言ったとおり、エレベーターは費用がかかりますから階段昇降機を今検討していると。その昇降機も使いやすいか使いにくいかなど、いろいろ議論があるんです。その辺も十分慎重に検討していきたいというふうに思っています。

2点目の問題は、何度もお話ししているとおおり、初期投資とランニングコストというのは、本当にプラントというのは難しいんです。今回私どもは先ほどから、ランニングコストがかかったというのは事実でございますけれども、平塚のようなダイオキシンの問題は出なかったことは事実です。1回ああやって出ますとすべてが閉鎖になって、じゃ、三市のごみはどこに持っていくかという問題になります。そういうことがなかったのは、やっぱりメンテナンスをしっかりとやってきたという事実もあるということです。しかし、そのやり方として、どうしてもプラントメーカーに頼まなければいけなかったという実態も、つい最近は改善を、いわゆる見積もりの精査をしてきております。

今回のこの2件の問題は、はっきり申し上げて違うメーカーができる問題ではございません。もう根幹の部分でございますから、それは先ほどの安全とか責任を感じたときに、どこの業者でもできるものだったら任せます。しかしながら、こういった根幹のものはやっぱり随契で、しっかりと内容を精査し、そして議会の皆様のご理解を得て、議決をしていただいて発注をしたという形でご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 1点目の本郷荘の更新の問題でございますけれども、今組合長が申し上げましたとおおり、現在、ごみの処理施設を先行的に、平成30年度までにすべて稼働させます。そういった意味では本郷荘の更新は後になりますけれども、プール、あるいはその他の施設を含めると、本郷荘は平成33年度中に竣工するよう整備計画をつくっているところでございます。

それから随契等の問題につきましては、施設課長からご答弁申し上げます。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 実は私どものほうも問題にしていないわけではございません。本件につきましては東京都環境整備公社さんにお尋ねをして、東京都の中ではどういうふうな形でやられていますか、もしくは外注でプラントメーカー以外に発注している自治体はございますかという問い合わせをしてございます。それについて東京都では一切、プラントメーカー以外のところに発注はしていませんというお話です。神奈川県下においても、定期補修等をプラントメーカー以外に発注しているというところは1カ所もございません。ただ、全国を調べたときに、東北に1カ所、小さな炉で地元のメーカーさんに発注をしているところがございました。それ以外については、定期補修等についてはプラントメーカーと随意契約を結んでいるという実態がございます。ただ、私どものほうも、定期補修以外の補修、例えば第一種圧力容器の補修ですとか空調設備ですとか自動軟水装置、消防設備、外へ出せるものについては順次、ほかのメーカーさんとの取引をさせていただいております。ただし、どうしてもそれらのものについては少額になるものが多くございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。牧嶋とよ子議員。

◎（牧嶋とよ子君） 平成20年度決算の数字ではないんですが、一般廃棄物処理基本計画の中身から1点伺いたいと思うんですが、先ほど、この計画の進行管理という部分でイニシアチブをとっていくのはやはり高座かなということで事務局長のお話がありましたが、その中の具体的施策を検討していく部分で、やはり更新される炉の問題が今後起こってくるわけですが、その炉の規模ということは、やはり可燃ごみがおよそ半数を超しているこの分量に対して、何か方策を具体的にとっていくべきだということは、これまで私以外の議員さんも言ってこられた部分だと思うんですが、その1つの中に有機性の施設を検討するということが掲げられております。平成20年度、また平成22年度までその検討ということで示しがあるんですが、具体的に平成20年度、三市と高座でどのような検討がされたか、研究がされたかについて伺っておきたいと思っております。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には、今高座清掃施設組合は、更新の関係で延命をお願いするということの周知をこの間しております。そして更新場所を本郷

に決定した段階で、いわゆる新しい施設をつくっていこうという考え方でございます。各処理計画の中ではあります。有機性ごみについては、いわゆるバイオガスの関係とかいろいろな関係がありますけれども、その部分では、今高座としては、基本的な問題としてこの間やってきたことにつきましては、具体的に三市で処理計画の問題でどういった処理をするかという議論はしていないということは事実でございます。以上です。

◎議長（池田徳晴君） 牧嶋とよ子議員。

◎（牧嶋とよ子君） 組合長のほうからやれないというお話がありました。まずは平成30年度までの延命処置をどうしていくかということが大きな課題だとは思っております。ただ、期間がもう迫っている中で、ここで綾瀬市さんは剪定枝に取り組みれたり、廃油ということもあるかと思えます。その自己努力は三市でそれぞれしていくべきだとは思っていますが、何分にもこの燃えるごみ半数というところはかなり大きな部分がありますし、これを解消しない限り、その次の炉に多額の建設費がかかってくるということがあるので、やはりそこはできないというより、そこも踏まえながら着実な検討を重ねていただきたいと思えます。これは要望というところで、ご答弁は結構でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑ございませんか。山口良樹議員。

◎（山口良樹君） 先ほど来からこの炉の点検費用とか、あるいは修繕費等の金額が余りにも大きいのではないかと、また、契約に至る形も競争入札ではなくて随意契約だということで、ご不信の念の質問が相次ぎました。これは平成20年度の予算を編成したとき私は議員だったものですから、そのときに既に警鐘いたしました。

高座清掃施設組合ができて、もうかなりの年数がたっておりますから、視察させていただいたときの感想としては、もうこの施設は老朽化して、いつ故障してもおかしくないということから安全性のことを指摘させていただいたこともあるんですけども、問題は、あの予算審議のときに私が申し上げたのは、やはり車と同じだと。年代ものの、30年も40年もの車を使っていると、やっぱりどうしてもガタがきて、ラジエーターが壊れた、直せば今度はマフラーが壊れる、そのうち本当にエンジンそのものもオーバーホールしなきゃ使えなくなる。そのようなことをするんだったらば、早く買い直したほうがいいでしょうというような話も



いたしました。

点検となりますと、もう一般的になりましたけれども、コピー機なんていうのは新しい契約をすると必ず点検をいたします。トナーも純正のトナーを使ってくださいと言っています。今まではなかったんですけども、最近は再生トナーというのがインターネット上でも安く売っています。約4分の1ぐらいの値段で、純正トナーに匹敵するぐらいの性能のトナーが今販売されております。それを使ったからといって、コピー機が壊れるということはないんですね。ところが、メーカーさんに言うと、いや、そういう再生トナーなんかを使うと、故障しても責任を持ちませんよと、こう言って脅されるんですね。そういうことに屈して、消費者というものは高いものを押しつけられて買っているということは事実です。

例えば今回のこの施設修繕も、200 t 炉と150 t 炉の定期点検補修なんて、200 t 炉が2億9000万円、それから150 t 炉も2億3900万円。やはり、けたが違うと思いますよ。どう考えても、普通の定期点検の補修に2億円、3億円近いお金がかかるわけがないと思いますよ。次のクレーンの年次点検なんていうのは6800万円ですよ。2年も続けて点検したら新しいクレーンが買えちゃうと思いますよ。

ですから、私は何を申し上げたいかというのは、過去のことはもういいんです。ただ、こういうことをまた次年度も、再来年度もやっていくということは、やっぱりもったいないというよりも、先ほど組合長もおっしゃっていましたがけれども、老朽化した施設ですから、いつ大きな事故が起こるかもわからない。そういう中で、先ほど組合長答弁もありましたように、本郷にもうお決めになったということでもありますから、早く地元の合意を取りつけていただきたいと思えます。

そこで、改めて組合長にお尋ねをいたしますけれども、地元の合意をいつまでに取りつけるかということ、ここでやはり明確に決意のほどをお聞かせいただきたいと思えます。私は、組合長のご労苦もあろうかと思えますけれども、格段のご努力をいただいて、ぜひ今年度中ぐらいには地元の合意をいただけるようお願いをしたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 先ほどの維持管理の関係ですけれども、定期点検も平成20年度は、いわゆる延命をするという前提の点検をしています。その部分で

は、いわゆる定期点検プラスそういった形が加味されているとご理解をいただきたいと思います。

それから、地元の関係につきましても、私どもは3団体ございます。自治会と地域対策委員会が2つございます。自治会ともう1つの対策委員会は、延命プラス更新を一緒にお話し合いをやりたい。1つの地域は延命だけでお話し合いをしたいという話でした。要望もそういった形で、つい最近では3団体で延命の関係で来ております。そういった部分では、今後こちらも一生懸命話し合いをやって、できる限り私ども、延命か更新かという問題がありますけれども、できれば今年度中に延命の形はご理解いただきたいと思っています。そうしなければ話がすっきりいきませんので、更新の計画も来年度本格的につくりますので、延命だけは何とか今年度中に地元のご理解をいただいて、そして更新につきましても、いろんな関係がありますから、それを認めてもらうには、いろんな計画の中をつくって、安心できる施設はこうですよという説明をしたいというふうに思っていますので、一応そういった形で、今年度中には延命を3団体にご理解いただきたいというふうに思っています。以上です。

◎議長（池田徳晴君） 山口良樹議員。

◎（山口良樹君） 今組合長から力強く、今年度中にぜひご理解をいただきたいというご答弁をいただきましたので、ぜひ地元のご対応をよろしくお願ひしたいと思います。それもこれも、やはり新しい施設をつくるということがもう目の前に来ているわけですから、先ほどご答弁で平成33年というお話ですけれども、できればもっと前倒しをして、新しい、そして近代的な、コンピューター制御の行き届いた、そういう立派な施設をつくっていただいて、地域の環境と安全の保障が整いますように、ぜひご努力をお願いしたいと思います。終わります。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑ございませんか。柏木育子議員。

◎（柏木育子君） 大分時間が遅くなったので簡単に。23ページの旧事務所棟解体についてなんです、これはいつまで使っていて、そして解体するのに時間的にどのぐらいかかったのか。それからまた、要は解体後、その場所は何に使われていく予定なのか、そこら辺をお聞かせください。

◎議長（池田徳晴君） 企画財政課長。

◎企画財政課長（中村大義君） 旧事務所のほうは昭和59年まで使っておりまし

た。それから今まで野ざらしというか、そういう形で置いていまして、今回解体をしました。解体後は、今海老名市のほうでもやっています植樹関係。やっぱりああいう施設なので、緑、花壇。森とまではいきませんが、そういう植木類を今植えております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 以上で質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（池田徳晴君） 挙手全員であります。よって認定第1号 平成20年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定することに決しました。

本日提案された議案については全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦勞さまでございました。

（午後4時52分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成21年12月17日

高座清掃施設組合議会議長 池 田 徳 晴

高座清掃施設組合議会署名議員 綱 嶋 洋 一

高座清掃施設組合議会署名議員 伊 田 雅 彦